

固定資産税の賦課に関する件

<p>通報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ X区税務課家屋担当職員が税額計算を誤ったこと及びその税額の還付についてA課長に報告したところ、A課長が隠ぺいを指示した。</li> <li>・ 隠ぺいを指示したA課長の対応は不適切である。</li> </ul>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税額計算の誤り等について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所属からの報告によると、税務課家屋担当職員8名に対して「B係長に100円程度の税額の計算誤りを報告したが対応が取られなかった案件を承知しているか。」、また「他に同様の案件を承知していないか。」という点についてヒアリングしたところ、4名の職員から知っている旨の回答があったが、そのうち2名は、具体的な案件までは認識していなかったとのことである。その一方、C職員は、「自身が担当する町で該当する事案があった。尋ねられている事案と同じかわからないが100円の間違いということだとそれが思い当たる。」とし、D職員は、具体的な物件名をあげたうえで、「担当はC職員であったが、電算処理で修正対応すると大変なので、手作業での技術的サポートのために関わったので、内容を知っている。」と回答したとのことである。また、4名のうち3名からは「担当者が上司であるB係長に相談して対応した、と認識している。」とする旨の回答があったとのことである。</li> <li>(2) この回答の内容を踏まえて、B係長にヒアリングを行ったところ、「区分所有（マンション）の建物の計算誤りがあり、10世帯程度の価格が変わったうち、税額が変わったものが1件。100円不足していたということで、還付が生じる案件は無い。」旨の回答があったとのことである。</li> <li>(3) これらの内容から、通報者の指摘する税額計算の誤りがあったと認められるものの、還付が発生する案件はなかったと認められるが、通報者が計算誤りの額を100円程度と指摘している点や、所属が他に同様の案件がないとしている点を踏まえ、以下、この件（以下「本件課税誤り」という。）に関する通報であったという前提で判断をする。</li> </ol> </li> <li>2 本件課税誤りに係る対応について             <p>所属によると、本件課税誤りに係る対応について、次のように報告されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) まず、B係長は「担当職員はC職員で、面積の算定誤りがあること、計算をしてみないと税額に影響があるかわからないということとを昨年秋頃に相談があった。」としており、その後、秋頃から冬にかけて、C職員同席のもと、A課長に報告し、同課長と相談する中で、平成23年の課長会資料に照らして、重大な錯誤には当たらず、税法上の修正には当たらないと判断したうえで、価格の修正を行わないとする旨、A課長に報告して了承を得たと記憶している、とのことである。</li> <li>(2) さらに、A課長へのヒアリングにおいても、本件課税誤りに関する記憶はあいまいであるものの、実務における裁量の範囲で、重大な錯誤には当たらないとして判断したのは妥当であったとする旨の回答がなされたとのことである。</li> <li>(3) 法第417条第1項は「市町村長は、第四百十一条第二項の規定による公示の日以後において（中略）登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合には、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。（後略）」と規定しており、具体的な取扱いについては「地方税法の施行に関する取扱いについて」（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）において「登録された価格等の修正については、虚偽の申請又は申告による誤算、課税台帳にと録する際の誤記、評価調書における課税客体の誤認等客観的に明らかに重大な錯誤と認められる場合に限り行われ得るものであること。」とされている。</li> <li>(4) また、固定資産税の賦課事務に係る指導及び固定資産の評価に係る指導を所管し、課長会資料を作成した財政局固定資産税課は、法第417条にある重大な錯誤には「単なる誤り程度はここに含まれない。」とされていることから、「誤りの存在をもって直ちに重大な錯誤となるわけではなく、その判断基準を一律に示すことは困難であるため、修正する事項が重大な錯誤に該当するか否かについては、各区税務課において個別に判断しており、そこには一定の裁量がある。」としている。また、固定資産税課から毎年3月に各区税務課に示している「固定資産税（土地・家屋）質疑応答集」においては、重大な錯誤に該当す</li> </ol> </li> </ol>

	<p>るか否かの判断フロー図が示されており、この中で、本件課税誤りの原因である家屋の床面積の誤りは、修正すると相当程度の価格等の差となるような場合が重大な錯誤に該当すると例示されている。</p> <p>(5) 上記(1)～(4)を踏まえれば、本件課税誤りの内容は、本来の税額との差は100円であるから、修正すると相当程度の価格等の差となるような事例ではないとした、A課長及びB係長の判断が不合理であったとまでは言い難い。</p> <p>3 まとめ</p> <p>上記1及び2のとおり、税額に誤りがあった事例があったことは認められたものの、認められた税額誤りに対する対応については、担当職員から上司に報告されたうえで、法令等に基づき判断したことが認められることに加えて、その判断に不合理な点も見うけられないことから、「誤った税額を訂正しないのは不適切な対応」という通報者の主張を認めることはできない。</p> <p>所属としては、本件通報に至った要因は、地方税関係法令の解釈に関する整理の共有が、責任者を含む税務職員間で適切になされていなかったことが、その一因とも推測されることから、税務課に対し、情報が適切に共有するよう指示したとのことであるから、税務課において確実に情報共有が行われ、引き続き、適切に賦課業務が執行されることを求め、本委員会としての対応を終了する。</p>
本市の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任者を含む税務職員間で、地方税関係法令の解釈に関する整理の共有が適切になされていなかったことが、内部通報に至った一因とも推測されることから、当区税務課に対し、情報を適切に共有するよう指示をした。</li> </ul>